

## 第4章 障害児支援

### 第1節 障害児支援

障害児を対象としたサービスは児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援」に体系化されています。

この計画では、市町村が実施主体である「障害児通所支援」と「障害児相談支援」について記載します。

#### ①サービスの内容

		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。



香美市イメージキャラクター © やなせたかし

## ②サービス利用状況及び見込量

利用実績は大幅に伸びています。今後も、利用希望が大幅に増加することが予想されますが、サービス提供事業所が大きく不足しています。

計画期間		第3期計画			第4期計画		
サービス種別	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	(人日/月)	53	54	58	59	62	58
	(人/月)	15	16	14	14	17	15
放課後等デイサービス	(人日/月)	43	63	110	130	130	144
	(人/月)	4	10	15	18	18	20
保育所等訪問支援	(人日/月)	0	1	3	16	21	23
	(人/月)	0	1	3	16	21	23
医療型児童発達支援	(人日/月)	0	2	4	9	9	9
	(人/月)	0	2	1	3	3	3

## ③サービスの確保策

サービス利用希望に比べてサービス提供事業所不足が課題となっています。県や近隣市、サービス提供事業所とも情報交換を行いながら、サービス提供体制の整備を進めます。



香美市イメージキャラクター © やなせたかし

## 第5章 課題と今後の取り組み

### 第1節 相談支援体制の充実

障害者・障害児アンケート結果から、障害福祉に必要なこととして、「身近なところで相談できる」が上位となっています。サービス未利用者アンケートでも、暮らしやすいまちづくりに必要なこととして、「相談しやすい窓口をつくる」が一番多くなっています。

香美市では、以前から相談窓口の周知を行ってきました。しかしアンケートでは、「相談窓口がわからない」という声もまだまだ聞かれ、さらなる相談窓口の周知が求められています。また、香美市では相談支援事業を行っていますが、障害児者が地域で安心して暮らせるために、さらに相談支援体制を充実させる取り組みが必要です。

そこで今後は以下のような取り組みを行います。

- 相談窓口の周知や相談支援の充実を行います。
  - ・ 地域活動支援センター「香美」のPRを行い、相談窓口の周知を図ります。
  - ・ 職員の研修への参加等を促進し、さまざまな相談に対応できるようスキルアップを図ります。
- サービス等利用計画作成促進に向けた体制整備に取り組みます。
  - ・ 障害児者やその家族が、障害福祉サービスを引き続き安定して利用できるよう、指定特定相談支援事業所等の参入や相談支援専門員の拡充について、事業所等に働きかけを行います。
- 事業者間のネットワークの強化を進めます。
  - ・ 一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所等が身近な地域での相談支援を円滑にできるよう、相談支援事業者間のネットワークづくりを進めます。
  - ・ 自立支援協議会等での協議を通じ、障害児者やその家族を取り巻く関係機関のネットワークの強化を進めます。
- 香美市における地域課題の解決を図り、相談支援体制の充実を目指します。
  - ・ 自立支援協議会等を通じて、地域で抱える困難事例等の検討を重ね、地域の課題を抽出・整理し、課題解決に向けた提案・提言につなげます。

### 第2節 情報提供の推進

現在、福祉サービス等に関する情報提供は、広報紙やホームページ等で行なっていますが、アンケート調査では、「情報が乏しい」「いろいろなことがよくわからない」とい

った声がありました。また設問への回答から、福祉サービス内容や成年後見制度等について、まだまだ知られていないことがあるなど、必要な人に必要な情報が行きわたっていない状況があることがわかりました。

そこで今後は、以下のような取り組みを行います。

- わかりやすい・利用しやすい情報提供を推進します。
  - ・ 市の広報紙で、福祉制度の情報提供を繰り返し行っていきます。
  - ・ ホームページへの掲載など、幅広い年代層に情報が行きわたるような方法を検討します。
  - ・ 印刷物や窓口での情報提供について、よりわかりやすいものとなるような配慮を行います。
- 関係機関との連携を密にします。
  - ・ より広く必要な情報が行きわたるようにするために、行政機関からだけでなく、委託相談支援事業所やサービス事業者、関係機関への情報提供や働きかけを進め、情報提供の機会を充実させます。

### 第3節 乳幼児期からの障害児支援の推進

アンケート結果にも、窓口での対応、施設の充実、関係職員のスキルアップ、体制づくり、将来への不安など、障害児をもつ家族の思いはあふれていました。そのひとつひとつの思いに寄り添っていく必要があると感じます。ひとりひとりの思いは違いますが、以下のように課題と今後の取り組みをまとめました。

- 保健・医療との連携を図ります。
  - ・ 子どもや保護者が、乳幼児期から必要な支援につながるよう乳幼児健診後のフォローなど、福祉と保健との連携を図ります。
  - ・ 障害児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児期から行えるよう、支援の仕組みを検討します。
- 福祉と教育との連携を図ります。
  - ・ 香美市では、障害児が一貫した教育を継続できるように「香美市支援ファイル」が導入されています。また、発達障害に関しては、県でも、同じ目的で「つながるノート」ができています。今後も福祉と教育が連携し、就学や進学などライフステージが変わる際に、それまで蓄積された支援情報や成果が引き継がれるよう、「香美市支援ファイル」や「つながるノート」の活用を進めます。
  - ・ 配慮が必要な子どもが、保育所や学校などに安心して通うことができるよう、子どもに関わる支援者の理解の促進や対応スキルの向上について、教育との連携により取り組みます。

- サービス提供体制の整備を進めます。
  - ・ 障害児通所サービス提供事業所の不足が課題となっています。近隣市とも情報交換を行いながら、県やサービス提供事業所等関係機関に働きかけを行い、サービス提供体制の整備を進めます。

## 第4節 居場所づくり

福祉施設の入所者や、退院可能な精神科病院の入院患者の地域生活への移行が、引き続き求められています。就労系サービスの利用者の高齢化もあり、居住の場の確保とともに日中活動の場の確保を進めていく必要があります。また、障害児のアンケートでは、障害福祉に必要なこととして「就職先を多くする」が最も多くなっており、今後も継続した取り組みが必要と考えられます。

障害児者が地域で暮らしていくためには、お互いに理解し尊重できるよう、地域住民の障害に対する理解促進が重要です。アンケートでも、障害者福祉に必要なと思われることとして、「障害に対する理解を進めること」が上位となっています。

地域の中で身近に相談し合える仲間づくりや、見守り体制の構築も大切です。制度の充実と合わせ、これまで展開してきた広報・啓発に関わる施策をさらに強化し、地域の障害児者への理解を促進するとともに、身近に声をかけ合え、支え合える地域づくりを支援します。

- 日中活動や居住の場についての居場所づくりに取り組みます。
  - ・ 近隣市町村や関係機関と情報交換を行いながら、高齢者の日中活動のあり方について検討します。
  - ・ 日中活動の場や居住の場について、近隣市町村と情報交換を行いながら、サービス提供体制の整備を進めます。
- 地域住民の理解を進めます。
  - ・ 障害を理解するための啓発パンフレットの作成を行います。
  - ・ 市民の集まる場での啓発活動等を行います。
  - ・ 関係機関と連携し、障害児者も安心して暮らせる地域づくりを支援していきます。



香美市イメージキャラクター © やなせたかし

## 第6章 計画の推進体制及び進行管理

### 第1節 計画の推進体制及び進行管理

本計画については、全世帯への概要版の配布、広報誌・ホームページへの掲載等を通じて広く一般に周知します。また、サービス提供事業所などの関係機関や民生委員等住民組織への周知にも努めます。

障害福祉計画は、行政が中心となって策定していますが、行政だけですべての事業を実施していくことはできません。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所その他の関係機関や住民組織など行政外の関係機関や地域との連携を大切にして取り組みます。行政内部でも、保健・福祉・医療・教育、その他の関係部署と連携し、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、計画を推進するためには、「香美市障害者自立支援協議会」が機能的に動いていくことが重要と考えています。香美市では、情報の共有化や地域の関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等を図るため、平成19年に「香美市障害者自立支援協議会」を設置しました。地域の現状や課題を、事例を通して現場レベルで共有する相談支援部会をはじめとして、課題ごとに議論を深めることも支援部会などの各部会、相談支援部会や各部会で協議されたことを確認したり、地域の課題を情報共有・協議、施策提案等を行う全体会から構成されています。

香美市では、計画の推進にあたり、PDCAサイクルに基づき、相談支援部会や各部会で今後の取り組みについての具体的な協議・検討、必要に応じて役割分担などを行い、事業を推進していきます。そして、自立支援協議会全体会で計画全体の進捗状況の確認、目標達成度の点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

※PDCAサイクルとは、Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



